



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年10月8日（木） 岐阜県発表資料		
担当課	担当者	電話番号
環境管理課	環境安全推進企画監 野原	内線 2981 直通 058-272-8272 FAX 058-278-2610

恵那市山岡町久保原地内の特定事業場への搬入土の環境基準超過について （第1報）

岐阜県埋立て等の規制に関する条例に基づく立入検査により、恵那市山岡町久保原地内の特定事業場に搬入された土砂（中央新幹線日吉トンネル（武並工区）ほか新設工事の発生土）の検査を実施したところ、環境基準を超過する六価クロムが検出されましたので、お知らせします。

1 特定事業場の所在地・行為者の業種

所在地 恵那市山岡町久保原地内
業 種 民間事業（土地改良事業）

2 環境基準に適合しない搬入土の量等

搬入土の量 約 3 m^3 （仮置き面積 約 10 m^2 ）
（立入検査当日に搬入された土砂約 80 m^3 のうち、検体採取のために仮置きした土砂）

3 環境基準に適合しない項目、分析結果

検体採取日：令和8年 9月15日
結果判明日：令和8年10月 8日

項目	分析結果	土壤環境基準	基準超過倍率
六価クロム	0.09mg/L	0.05mg/L 以下	1.8 倍

4 特定事業場周辺的环境への影響

当該特定事業場の放流先となる河川水を同日に採取・分析しましたが、検査結果に異常はありませんでした。

5 今後の対応

（1）地下水調査について

「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」に基づき、恵那市及び瑞浪市と連携して、以下の範囲内にある家庭及び事業所を対象に、井戸水の利用状況調査及び水質調査を直ちに実施するとともに、結果が判明するまでの間、飲用自粛を呼びかけます。

- ・恵那市武並町地内のトンネル内の掘削地点（発生元）を起点に半径500mの範囲で掘削方向900m先まで
- ・当該特定事業場の敷地境界から半径500mの範囲

(2) 特定事業場の設置者への対応

以下の内容について、本日付で文書を発出しました。

- ・環境基準に適合しない土砂（約3 m³）を速やかに撤去すること
- ・同日に搬入した他の土砂（約77 m³）についても環境基準に適合しないおそれがあることから、適切な対応をとること
- ・六価クロムが溶出した土壌が混入した原因を調査するとともに、搬入時の確認方法などを改めて確認すること
- ・上記の確認結果を踏まえ、再発防止策を講じること

(3) 土砂を搬出した事業者への対応

以下の内容について、本日付で文書を発出しました。

- ・環境基準に適合しない土砂を搬出しないよう対策を講じるとともに、特定事業場の設置者が講じる措置に協力すること

(4) 工事発注者への対応

以下の内容について、本日付で文書を発出しました。

- ・工事請負業者を指導監督するとともに、特定事業場の設置者が講じる措置に協力すること

【六価クロム】

クロムの六価化合物には多くの種類があり、顔料、染料や塗料に使われるほか、メッキや金属表面処理、酸化剤などに使われています。溶液にさわったり、蒸気を吸い込むことで手足、顔などに発赤、発疹がおこり炎症が生じることが知られています。長期間飲用するような場合を除いて、飲み水を通じて口から取り込むことによる人の健康への影響は小さいと考えられています。

参考：化学物質ファクトシート（環境省）

【特定事業】

「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」において、埋立て等を行う区域以外の場所において採取等が行われた環境基準に適合した土砂等による埋立て等であって、その区域の面積が3,000 m²以上であるもの。